様式第12号(第15条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁 | 町長 | 副町長 | 総務部長 | 部長 | 課長 | 係長 | 係 |
| 　 | 　 |  |  | 　 | 　 | 　 |
| 除害施設管理責任者(選任・変更)届令和　　年　　月　　日　　大津町長　金田 英樹　様届出者住所　　　　　　　　　　　(設置者)氏名　　　　　　　　　　印　大津町下水道条例第17条に規定する除害施設の管理責任者を(選任・変更)したのでお届けします。 |
| 設置場所 | 　 |
| 事業所名 | 　 | 代表者名 | 　 |
| 管理責任者名 | 　 |
| 資格等 | 資格 | 取得年月日 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 |
| 変更前責任者 | 　 |

(除害施設管理責任者の選任)

第19条　除害施設の設置者は、規則で定める当該施設の維持管理に関する業務を担当させるため、除害施設を設置した日から14日以内に除害施設管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任しなければならない。

2　除害施設の設置者は、管理責任者を選任又は変更したときは、選任し、又は変更した日からその旨を7日以内に町長に届出なければならない。

(除害施設管理責任者の業務)

第12条　条例第19条第1項に規定する除害施設管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。

(1)　除害施設の操作及び維持に関すること。

(2)　除害施設から排水する排出水の水質の測定及び記録に関すること。

(3)　除害施設に破損、その他事故が発生した場合の措置に関すること。